



県章

山形県公報

平成28年9月30日(金)
第2785号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……1078
- 山形県児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則…(子ども家庭課) ……同

訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……同
- 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………(同) ……1080

告 示

- 指定代理納付者の告示事項の変更……………(税 政 課) ……1083
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……1084
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……1085
- 同……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……1086
- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……1087
- 指定代理納付者の告示事項の変更……………(商業・県産品振興課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(同) ……1103
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……1106
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(同) ……1107
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……同

公 告

- 鳥獣保護区特別保護地区指定の予定……………(みどり自然課) ……1108
- 同……………(同) ……1109
- 一般競争入札の公告……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……1111
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警 察 本 部) ……1115

正 誤

規 則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第57号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第15条第3号イ中「第14条」を「第11条（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）」に改め、同号ロ中「第17条」を「第24条（第19条において準用する場合を含む。）」に改め、同号ハ中「第18条」を「第25条（第19条において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第58号

山形県児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則（平成13年4月県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同条に次の3号を加える。

- (8) 法第13条第2項の規定による助言に関すること。
- (9) 法第13条第3項の規定による同条第2項の助言に係る事務の全部又は一部の委託に関すること。
- (10) 法第13条の2の規定による施設入所等の措置の解除時の安全確認等に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表児童相談所長の項委任事項の欄第2項第1号イ中「法」を「児童虐待の防止等に関する法律（以下この項において「法」という。）」に改め、同号ハ中「児童虐待防止等に関する法律（以下この項において「法」という。）」を「法」に改め、同号ト中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同号に次のように加える。
チ 法第13条第2項の規定による助言に関すること
リ 法第13条第3項の規定による同条第2項の助言に係る事務の全部又は一部の委託に関すること
ヌ 法第13条の2の規定による施設入所等の措置の解除時の安全確認等に関すること

訓 令

山形県訓令第15号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。
別表第2総務部の項人事課の項給与に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「及び昇給」を「、昇給及

び勤勉手当の成績率区分（山形県職員等の給与に関する条例第20条第2項に規定する特定幹部職員に係るものを除く。）に改める。

別表第3 保健福祉環境部の項環境課の項ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に関すること。の項及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則に関すること。の項を次のように改める。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に関すること。	1 第12条第1項（第15条において準用する場合を含む。）の規定による改善命令に関すること。	1 第8条第1項（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。	
	2 第13条の規定による処分等の措置に関すること。	2 第9条（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）の規定による公表に関すること。	
		3 第10条第2項（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。	
		4 第10条第3項第2号の規定による届出の受理に関すること。	
		5 第10条第4項（第19条において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出の受理に関すること。	
		6 第16条第2項（第19条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。	
		7 第18条第2項第2号の規定による届出の受理に関すること。	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則に関すること。		1 第10条第2項の規定による変更の届出の受理に関すること。	
		2 第11条の規定による変更の届出の受理に関すること。	
		3 第21条の規定による変更の届出の受理に関すること。	
		4 第26条第1項第6号の規定による譲渡し及び譲受けの制限の特例に関すること。	
		5 第26条第2項の規定による届出の受理に関すること。	
		6 第28条の規定による変更の届出の受理に関すること。	
		7 第36条の規定による届出の受理に関すること。	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第16号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 9 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年 8 月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第13条の 2 内申権者は、職員（直近の人事評価（給与条例第21条第 1 項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の終了日（以下この項において「評価終了日」という。）において給与条例第20条第 2 項に規定する特定幹部職員である職員及び評価終了日の翌日から同日以後最初に到来する給与条例第21条第 1 項に規定する基準日までの間に採用された職員を除く。次項において同じ。）の人事評価の結果及び勤務成績等の状況を、勤勉手当の勤務成績による割合の区分（以下「勤勉手当の成績率区分」という。）のいずれに該当させるかについて、評価終了日の翌日から起算して 1 月が経過する日（特に必要がある場合は評価終了日。次項において「期限日」という。）までに、勤勉手当の成績率区分内申書（別記様式第14号の 4）に勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書（別記様式第14号の 6）を添えて内申しなければならない。

2 所属長は、前項の規定により職員の人事評価の結果及び勤務成績等の状況を、勤勉手当の成績率区分のいずれに該当させるかについて、勤勉手当の成績率区分内申書（別記様式第14号の 5）及び勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書を作成し、期限日の 5 日前までに内申権者に提出しなければならない。ただし、所属長に係る勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書の作成は、内申権者が行うものとする。

3 人事課長は、適用される勤勉手当の成績率区分が決定された場合は、勤勉手当の成績率区分決定通知書（別記様式第14号の 7）を内申権者に、勤勉手当の成績率区分決定通知書（別記様式第14号の 8）及び勤勉手当の成績率区分通知書（勤勉手当の成績率区分が中位の段階である職員以外の職員に係るものに限る。）（別記様式第14号の 9）を所属長に送付するものとし、所属長は、当該勤勉手当の成績率区分通知書を当該職員に交付するものとする。

4 第10条第 5 項の規定は、勤勉手当の場合に準用する。

別記様式第14号の 3 の次に次の 6 様式を加える。

様式第14号の 4

B ・ 4 ・ 1
第 号
年 月 日

山形県知事 殿

（内申権者） 職 氏 名 印

年 月に支給される勤勉手当の成績率区分内申書

年 月に支給される勤勉手当の成績率区分を別紙のとおり内申します。

様式第14号の5

B ・ 4 ・ 1
第 号
年 月 日

(内申権者) 殿

(所属長) 職 氏 名 印

年 月に支給される勤勉手当の成績率区分内申書

年 月に支給される勤勉手当の成績率区分を別紙のとおり内申します。

様式第14号の6

勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書

⑥

職名	氏 名	期 間	直近の 人事評価	所 属		成績率区分			備考
				勤務成績等の状況		特に 良好	良好	良好で ない	
				勤務成績	懲戒処分				
		から まで							
		から まで							
		から まで							
		から まで							
		から まで							

職 氏名 印

(注) 勤勉手当の成績率区分の勤務成績調書記入要領

- 1 「期間」欄には、直近の人事評価の期間を「28.10.1から29.3.31まで」のように記入すること。
- 2 「直近の人事評価」欄には、1の期間における人事評価の総合評価を記入すること。
- 3 「勤務成績等の状況」欄
 - (1) 「勤務成績」欄には、2の人事評価の総合評価が最上位の段階の職員について、勤務成績が特に良好な場合は「○」を記入すること。
 - (2) 「懲戒処分」欄には、勤勉手当の基準日以前6箇月以内の期間に懲戒処分を受けた職員について、その時期及び処分の種類を「28.10.1～28.12.31 停職」のように記入すること。
- 4 「成績率区分」欄には、該当する成績率区分の欄に「○」を記入すること。
- 5 「備考」欄には、その他参考となるべき事項を記入すること。
- 6 職氏名印は、この調書の作成者の職氏名を記入し、私印を押印すること。

様式第14号の7

B・4・1
人 第 号
年 月 日

(内申権者) 殿

人事課長 印

年 月に支給される勤勉手当の成績率区分決定通知書

年 月に支給される勤勉手当の成績率区分については、別紙勤勉手当の成績率区分リストのとおりとされたので通知します。

(別紙)

年 月に支給される勤勉手当の成績率区分リスト

所属コード	所 属 名

職員コード	氏 名	職 名	成績率区分	摘 要

様式第14号の8

B ・ 4 ・ 1
人 第 号
年 月 日

(所属長) 殿

人事課長 印

年 月に支給される勤勉手当の成績率区分決定通知書

年 月に支給される勤勉手当の成績率区分については、別紙勤勉手当の成績率区分リストのとおりですが、成績率区分が良好である職員以外の職員に対しては貴職から勤勉手当の成績率区分通知書を交付してください。

(注)「勤勉手当の成績率区分リスト」の様式は、別記様式第14号の7の別紙の様式による。

様式第14号の9

勤勉手当の成績率区分通知書

年 月 日

所 属			
職員コード		氏 名	

年 月に支給する勤勉手当の成績率区分を とする。

山形県知事 氏 名 印

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第13条の2第1項及び第2項の規定は、平成29年6月以後に支給する勤勉手当について適用する。

告 示

山形県告示第825号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定した指定代理納付者について、次のとおり変更する。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 2 指定代理納付者に納付させることができる歳入
自動車税（普通徴収の方法によって徴収されるものであって、納税通知書にクレジット納付用番号が記載さ

れ、かつ、インターネットを利用して納付されるものに限る。)

3 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
指定代理納付者の住所	東京都港区赤坂九丁目7番1号	東京都千代田区紀尾井町1番3号

4 変更年月日

平成28年10月1日

山形県告示第826号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
か る べ く り ニ ッ ク	村山市楯岡新町四丁目9番6号	平成28. 6. 1

山形県告示第827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
か る べ く り ニ ッ ク	村山市楯岡新町四丁目9番6号	平成28. 5. 31

山形県告示第828号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所つつじ	居宅介護支援事業	寒河江市大字寒河江字塩水6番地1	平成27. 5. 29
ハート調剤薬局米沢駅前店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	米沢市東三丁目4番48号	平成28. 8. 22

山形県告示第829号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 デイサービスオープンハウスこんぺいとう
 新庄市住吉町1番12号
- 2 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
新庄市住吉町1051番2号	新庄市住吉町1番12号	平成22. 6. 1

山形県告示第830号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 株式会社蔵王サプライズ 庄内営業所
 酒田市下安町15番地の6
- (2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
酒田市卸町4番地の1	酒田市下安町15番地の6	平成28. 4. 25

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 ファークロス薬局 あんず
 寒河江市大字白岩230
- (2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ファークロスあんず薬局	ファークロス薬局 あんず	平成28. 6. 1

山形県告示第831号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
さわやか塾 けやきの森	通 所 介 護	山形市大字漆山字念仏段1903番地1	平成28. 3. 31
笑福デイサービス	通 所 介 護	山形市大字漆山1698番地26	同
小姓町デイサービス	通 所 介 護	山形市小姓町7番15号	同
宅老所なんぶの里	通 所 介 護	山形市小荷駄町1番71号	同
通所介護ひいらぎ	通 所 介 護	山形市嶋南二丁目2番7号	同
ケアステージとこしえ山形中野目	通 所 介 護	山形市大字中野目字中野目33番地1	同
いずみケアセンター指定通所介護事業所	通 所 介 護	山形市長町一丁目9番59-17号	同
もときデイサービス	通 所 介 護	山形市元木二丁目9番39号	同
アースサポート山形	通 所 介 護	山形市吉原一丁目11番13号	同
デイサービス ぶなの杜	通 所 介 護	鶴岡市熊出字東村152番地1	同
テンドリーハウスひまわり	通 所 介 護	鶴岡市みどり町22番7-2号	同
デイサービスあらた	通 所 介 護	酒田市東町一丁目15番地の25	同
デイサービス こもれび	通 所 介 護	酒田市亀ヶ崎五丁目7番53号	同
デイサービスセンターふれんど	通 所 介 護	酒田市古湊町9番8号	同
デイサービスオープンハウス こんぺいとう	通 所 介 護	新庄市住吉町1番12号	同
茶ろん松桂	通 所 介 護	寒河江市大字寒河江丙2052番地	同
茶ろん幸多	通 所 介 護	寒河江市幸田町11番10	同
陵東デイサービスセンター	通 所 介 護	寒河江市本町二丁目10番40号	同
スマイルやまのべデイサービス	通 所 介 護	東村山郡山辺町大字山辺1380番地	同
青空つどいの家	通 所 介 護	西村山郡河北町西里字両所1997番地	同

神室ふくすけの家	通 所 介 護	最上郡金山町大字金山274番地 1	同
デイサービス ぶなの杜	介護予防通所介護	鶴岡市熊出字東村152番地 1	同 7. 1

山形県告示第832号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	休止年月日
至誠堂ホームヘルパーステーション	訪 問 介 護 介護予防訪問介護	山形市旅籠町一丁目7番23号	平成28. 8. 1

山形県告示第833号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定した指定代理納付者について、次のとおり変更する。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 2 指定代理納付者に納付させることができる歳入
山形応援寄付金（インターネットを利用して納付されるものに限る。）
- 3 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
指定代理納付者の住所	東京都港区赤坂九丁目7番1号	東京都千代田区紀尾井町1番3号

- 4 変更年月日
平成28年10月1日

山形県告示第834号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
新庄市農業協同組合
代表理事理事長 柿崎 広昭
新庄市沖の町5-55

(2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
新庄市農業協同組合 代表理事理事長 山科 和則 新庄市沖の町5-55	新庄市農業協同組合 代表理事理事長 柿崎 広昭 新庄市沖の町5-55	平成27年6月20日

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
斎藤 孝幸 新庄市大字鳥越2866-8 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	平成28年9月1日
笹 昭 新庄市城西町7-38 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
森 壮志 新庄市石川町2-19 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
正野 信一 新庄市宮内町5-39 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
高橋 達也 新庄市大字萩野字塩野205 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
高橋 秀典 新庄市十日町6692 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
中鉢 純也 新庄市金沢1572-30 玄米、大豆、そば	同 左		
	早坂 洋一 新庄市大字升形786-3 玄米、大豆、そば		

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形県米穀集荷協同組合
理事長 滝田 俊一郎
山形市東籠野町43

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
高橋 重人 村山市河島山4-9 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	平成28年9月1日
鈴木 美由紀 村山市大字湯野沢165 玄米	同 左		

尾崎 彰太郎 尾花沢市大字鶴巻田445 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
渡部 正寛 最上郡最上町大字志茂103 玄米、大豆、そば	同 左
大場 宗一 最上郡舟形町長沢1206-2 玄米、大豆、そば	同 左
後藤 幸平 西置賜郡飯豊町大字萩生992 玄米、大豆、そば	同 左
後藤 まつ 西置賜郡飯豊町大字萩生992 玄米、大豆、そば	同 左
長谷部 甚作 長井市成田1747 玄米、大豆、そば	同 左
城戸口 捷己 山形市大字古館228 玄米	同 左
庄司 保志 天童市大字山口193 玄米	同 左
大泉 貴夫 天童市久野本二丁目2-1 玄米	同 左
加藤 洋三 上山市新町一丁目7-33 玄米、そば	同 左
丹野 正英 西村山郡河北町大字溝延389 玄米、大豆	同 左
伊藤 忠一 西村山郡大江町大字小見234 玄米、大豆、そば	同 左
井上 信敏 村山市大字河島乙209-1 玄米、大豆、そば	同 左
森 裕子 村山市楯岡笛田三丁目1-13 玄米、大豆	同 左
須藤 賢治 村山市大字名取2458 玄米	同 左
植松 伸之 東根市大字長瀬1360 玄米	同 左

黒山 典之 尾花沢市大字丹生312 玄米、大豆、そば	同 左
大崎 剛 尾花沢市大字正巖551 玄米、大豆、そば	同 左
本間 正子 尾花沢市大字野黒沢200 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
国分 政行 尾花沢市大字名木沢83 玄米、大豆、そば	同 左
富樫 利宏 新庄市万場町5-10 玄米、大豆、そば	同 左
柿本 吉雄 新庄市栄町6-2 玄米、大豆、そば	同 左
五十嵐 峰夫 最上郡最上町大字本城46 玄米、大豆、そば	同 左
佐々木 重四郎 最上郡最上町大字向町631 玄米、大豆、そば	同 左
井上 孝一 新庄市金沢2330-1 玄米、大豆、そば	同 左
手塚 昌之 米沢市大字上新田659-2 玄米、大豆、そば	同 左
竹田 正幸 南陽市高梨471-3 玄米、大豆、そば	同 左
茂出木 公夫 南陽市竹原2850-4 玄米、大豆、そば	同 左
石川 忠良 東置賜郡高畠町大字高畠707-5 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 一之 東置賜郡高畠町大字高畠501-1 C-1 玄米、大豆、そば	同 左
淀野 昭仁 東置賜郡川西町大字吉田3383 玄米、大豆	同 左
井上 文典 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 玄米、大豆、そば	同 左

井上 優子 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 玄米、大豆、そば	同 左
飯沢 健司 長井市館町南3-1-1 玄米、大豆、そば	同 左
淵田 謙一 鶴岡市藤島字笹花63-2 玄米、大豆	同 左
佐藤 吉男 酒田市大町10-8 玄米、大豆	同 左
石川 尚 酒田市東中の口町2-4 玄米、大豆	同 左
小島 行雄 酒田市浜田一丁目2-7 玄米、大豆	同 左
山崎 信一郎 山形市大字松原382-10 玄米	同 左
笹原 和子 山形市大字門伝69-1 玄米	同 左
吉田 和人 上市市栄町二丁目7-8-7 玄米	同 左
大津 敏春 東村山郡中山町大字柳沢17 玄米	同 左
秋葉 一司 東村山郡中山町大字長崎4477 玄米、大豆、そば	同 左
山崎 政彰 西村山郡河北町大字溝延字千苺47-1 玄米、大豆	同 左
設楽 敏英 西村山郡河北町谷地字十二堂2 玄米、大豆、そば	同 左
柴田 七郎兵衛 西村山郡朝日町大字宮宿1026-40 玄米、大豆、そば	同 左
大山 清博 尾花沢市大字丹生1499 玄米	同 左

鈴木 亙 尾花沢市禁町二丁目3-7 玄米	同 左
大類 亮 尾花沢市横町一丁目6-8 玄米	同 左
星田 政一 尾花沢市大字牛房野549 玄米、そば	同 左
今野 悦子 北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原124 玄米	同 左
小倉 豊 新庄市十日町971 玄米	同 左
小野寺 智保 最上郡金山町大字金山419 玄米、大豆、そば	同 左
栗田 勝治 最上郡金山町大字金山409 玄米、大豆、そば	同 左
柴崎 継夫 最上郡最上町大字東法田592-1 玄米、大豆、そば	同 左
高橋 志朗 最上郡舟形町舟形281-5 玄米	同 左
近岡 秀一 最上郡真室川町大字新町823 玄米	同 左
伊藤 英亜 最上郡真室川町大字新町128-11 玄米	同 左
我妻 正昭 米沢市大字浅川1212 玄米	同 左
伊藤 雅幸 東置賜郡川西町大字下奥田1499-4 玄米	同 左
舟山 一美 西置賜郡小国町大字若山335 玄米	同 左
富樫 信吉 山形市大字風間1342-10 玄米	同 左

高橋 治 天童市大字寺津182 玄米	同 左
渡邊 健一 東村山郡山辺町大字大寺411 玄米	同 左
工藤 浩 天童市駅西二丁目8-16サンホワイトB201 玄米、大豆、そば	同 左
大津 朋洋 東村山郡中山町大字柳沢17 玄米	同 左
佐藤 智之 東根市大字羽入783 玄米	同 左
逸見 弘子 西村山郡河北町西里1348-2 玄米、大豆	同 左
西村 修 西置賜郡白鷹町大字畔藤6453-1 玄米	同 左
富樫 宏一 新庄市万場町5-10 玄米	同 左
高橋 修 最上郡舟形町長沢1106 玄米	同 左
安喰 昭裕 山形市十日町二丁目3-2 玄米	同 左
鈴木 文明 山形市松山三丁目10-17ウインディア松山A102 そば	同 左
鈴木 亮吉 東根市大字蟹沢341 玄米	同 左
渡辺 貴志 東根市大字東根甲181 玄米、大豆	同 左
井上 なほみ 新庄市金沢2330-1 玄米	同 左
伊藤 善基 最上郡真室川町大字新町128-11 玄米	同 左

櫻井 卓弥 山形市大字中野216 玄米、大豆	同 左	
角屋 晃孝 米沢市窪田町小瀬867-7ドリー ム小瀬A201 玄米	同 左	
渡邊 徹 東村山郡山辺町大字大寺411 玄米	同 左	
茂出木 純也 南陽市竹原2850-4 玄米	同 左	
淵田 春美 鶴岡市藤島字笹花63-2 玄米、大豆	同 左	
佐藤 良平 酒田市小泉字上川原62-内2-2 玄米	同 左	
高津 史康 寒河江市寒河江字内の袋85-1 101号 玄米、小麦、大豆	高津 史康 寒河江市南町二丁目5-22 玄米、小麦、大豆	平成28年 7月22日
香曾我部 健 山形市江俣三丁目7-28 玄米	同 左	平成28年 9月1日
成原 恵美 西村山郡朝日町大字宮宿1076-9 みなみハイツB-5 玄米	同 左	
斉藤 咲恵子 尾花沢市大字名木沢83 玄米	同 左	
今野 寿洋 北村山郡大石田町大字鷹巣字上北 原124 玄米	同 左	
小野寺 賢一 最上郡金山町大字金山419 玄米	同 左	
渡部 由里子 最上郡最上町大字志茂103 玄米	同 左	
佐々木 和代 山形市北町四丁目6-11-404 玄米	同 左	
笹 玲児 新庄市大字飛田1085 玄米	同 左	

須賀 正樹 米沢市窪田町藤泉27 玄米	同 左	
竹田 幸広 南陽市高梨471-3 玄米	同 左	
佐藤 太 東置賜郡高島町大字高島404-1 玄米	同 左	
後藤 周一 西置賜郡飯豊町大字萩生992 玄米	同 左	
結城 友靖 山形市桜町四丁目1-5 玄米、そば	同 左	
武田 信 山形市大森493グリーンハウス大森205 玄米	同 左	
安達 史隆 南陽市高梨933-33 玄米	同 左	
福井 晋哉 山形市瀬波三丁目1-28 玄米	同 左	
佐藤 健治 山形市南館西15-15アベニール南館101 玄米	佐藤 健治 山形市みはらしの丘一丁目31-9 玄米	平成28年3月31日
高橋 彰良 村山市河島山4-9 玄米	同 左	平成28年9月1日
柿本 卓也 新庄市栄町5-3 玄米	柿本 卓也 新庄市栄町5-3 玄米、大豆、そば	
我妻 正考 米沢市大字浅川1212 玄米	我妻 正考 米沢市大字浅川1212 玄米、大豆	
井上 元紀 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 玄米	同 左	
樋口 幹夫 西置賜郡飯豊町大字萩生1500-8 玄米	同 左	
淵田 正樹 鶴岡市藤島字笹花63-2 玄米	同 左	

石川 直美 酒田市東中の口町2-4 玄米	同 左	
小島 隆行 酒田市新橋二丁目1-77 玄米	同 左	
佐藤 暁 東田川郡庄内町狩川字西田115-14 玄米	同 左	
熊倉 寿 山形市江南一丁目20-6 玄米	同 左	
大川 好友 鶴岡市文下字久保田142 玄米	同 左	
	尾崎 雄大 尾花沢市鶴巻田445 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
	松澤 英紀 新庄市金沢2203-1 玄米	
	関 陽介 東置賜郡高畠町大字馬頭1574 玄米	

3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形農業協同組合
代表理事組合長 板垣 平治郎
山形市旅籠町一丁目12-35

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
佐竹 浩文 上山市宮脇658-2202 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	平成28年9月9日 (住所の変更に係るものにあつては同年8月29日)
杉沼 忠志 山形市大字門伝1073 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
高橋 広行 上山市金生西二丁目2-19 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
吉田 邦弘 山形市大字鮎洗471 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
高野 弘明 山形市大字門伝93 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

佐藤 隆一 山形市蔵王半郷501-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
山口 正昭 山形市蔵王半郷2339-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高橋 俊一 東村山郡中山町大字土橋82-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大場 一仁 上山市権現堂850-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
樋口 彰史 山形市薬師町一丁目4-33 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
古内 拓己 山形市深町二丁目3-12ハイカムールのぞみA101 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
武田 修 山形市漆山3483-58 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
笹原 宏之 山形市大字村木沢40 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
秋葉 達也 上山市朝日台二丁目4-17 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
土屋 弘之 山形市中桜田三丁目2-35-103 玄米、小麦、大豆、そば	土屋 弘之 上山市矢来四丁目16-58-8 玄米、小麦、大豆、そば
井上 信一郎 上山市久保手3231 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
結城 直人 山形市双葉町二丁目3-4 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
山川 喜与一 東村山郡中山町大字達磨寺107 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
長澤 史典 山形市南松原二丁目15-7 玄米、小麦、大豆、そば	
細谷 秀則 山形市大字内表84-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左

佐藤 吉之 山形市蔵王半郷96-6 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
長谷川 真吾 山形市薬師町二丁目3-25 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
	東海林 賢一 山形市大字灰塚137 玄米、小麦、大豆、そば	

- 4 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 庄内たがわ農業協同組合
 代表理事組合長 黒井 徳夫
 鶴岡市上藤島字備中下3-1
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
叶野 浩 鶴岡市羽黒町玉川字玉川80 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	平成28年9月9日
菖蒲 孝夫 東田川郡庄内町家根合字沼田29 玄米、大豆	同 左		
太田 新吾 東田川郡庄内町落合字落合30 玄米、大麦、大豆	同 左		
石川 輝紀 鶴岡市小中島字猫作68 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
日向 一也 鶴岡市三和字街道下63-6 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
大滝 尚 東田川郡三川町大字東沼字村岸7 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
齋藤 正之 鶴岡市羽黒町後田字柳原48 玄米、大豆、そば	同 左		
齋藤 和博 鶴岡市羽黒町野荒町字北田12-4 玄米、大豆、そば	同 左		
成澤 順 鶴岡市渡前字白山前16 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
小林 卓史 鶴岡市稲生町4-46 玄米、大豆、そば	同 左		

佐藤 昌幸 鶴岡市一霞112-8 玄米、大豆、そば	同 左
石川 洋一 東田川郡庄内町千本杉字本村割4 玄米、小麦、大豆	同 左
成沢 真一 鶴岡市羽黒町荒川字鎌田1 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
今井 俊 鶴岡市羽黒町川代字向山171 玄米、大豆、そば	同 左
野尻 秀一 鶴岡市越沢乙44 玄米、大豆、そば	同 左
井上 寿夫 鶴岡市東荒屋字志田64 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
清野 清晃 鶴岡市大綱字型63 玄米、大豆	同 左
阿部 正 東田川郡庄内町狩川字西田113-11 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
皆川 裕一 東田川郡三川町大字土口字村西92 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
佐藤 誠 鶴岡市蛸井興屋字大槻東78 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
佐藤 克典 鶴岡市熊出字沖田5 玄米、大豆、そば	同 左
梅津 茂雄 東田川郡三川町大字横川字家岸124 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
佐藤 俊喜 鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-21 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
山木 均 酒田市落野目字杉之崎6 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
鈴木 繁則 鶴岡市羽黒町上野新田字中台24 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左

本間 悟 東田川郡三川町大字東沼字村岸23 玄米、小麦、大豆	同 左
加藤 修 鶴岡市宝徳字西鴨田 4 玄米、大豆、そば	同 左
五瓶 正人 鶴岡市羽黒町町屋字村中65 玄米、大豆、そば	同 左
菅原 剛 鶴岡市新屋敷字前田元84 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
五十嵐 順 鶴岡市大山二丁目59-23 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
弁納 陣 鶴岡市荒俣字小糠田24-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大井 広明 東田川郡三川町大字加藤字赤田16 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 正春 鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-144 玄米、大豆、そば	同 左
阿部 慶和 東田川郡三川町大字押切新田字瀧 4-14 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
佐藤 安光 鶴岡市熊出字東村181 玄米、大豆、そば	同 左
本間 亘 鶴岡市温海己44 玄米、大豆、そば	同 左
池田 伝一 鶴岡市谷地興屋字村中12 玄米、大豆、そば	同 左
平向 秀一 酒田市地見興屋字前割46 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
庄司 学 東田川郡三川町大字横川字家岸 113 玄米、大豆	同 左
高橋 健児 東田川郡庄内町大野字太農28 玄米、大豆、そば	同 左

山口 龍士 鶴岡市昭和町9-22 玄米、大豆、そば	同 左	
上野 司観 鶴岡市黒川字小在家35 玄米、大豆、そば	同 左	
池田 直史 鶴岡市谷地興屋字村中13 玄米、大豆、そば	同 左	
小田 一貴 鶴岡市茅原町1-34 玄米、大豆、そば	同 左	
阿部 仁 東田川郡三川町大字横山字西田23 玄米、大豆、そば	同 左	
梅木 侑介 東田川郡庄内町余目字町142 玄米、大豆、そば	同 左	
安藤 栄希 鶴岡市井岡字御衣田14-21 玄米、大豆、そば	同 左	
森 悠一 鶴岡市梳代字西野157 玄米、大豆、そば	同 左	
井上 悠 鶴岡市東荒屋字小島188 玄米、大豆、そば	同 左	
	遠藤 貞吉 鶴岡市黒川字上の山142 玄米、大麦、大豆、そば	

5 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

新庄もがみ農業協同組合
代表理事組合長 安食 賢一
最上郡舟形町舟形273-1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
五十嵐 佳 新庄市大字泉田字村東137-2 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	平成28年9月9日
二ノ宮 涉 新庄市桜町23-1 小桜室団地128 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
早坂 貴 最上郡大蔵村大字清水1536-17 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

菅 徹 最上郡最上町大字法田819 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
阿部 邦博 最上郡最上町大字向町830 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
中嶋 宏真 最上郡最上町大字若宮154 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
星川 健 新庄市下金沢16-12 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
二戸 広平 最上郡舟形町長者原846-8 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
沼澤 圭治 最上郡舟形町舟形150 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
渡辺 雄一 最上郡舟形町舟形3462-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
井上 政良 最上郡最上町大字若宮832 玄米、大豆、そば	同 左
山田 寿広 最上郡最上町富沢573 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
小嶋 広弥 新庄市大字泉田字往還東560-1 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
山本 周平 新庄市大字萩野3318-17 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
柿崎 拓 最上郡金山町大字金山164 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
須貝 伸也 最上郡最上町大字本城96 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 徳彦 最上郡舟形町長沢1891 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
門脇 透 最上郡舟形町堀内1460-3 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
片桐 達也 最上郡最上町大字富沢1812-2 もみ、玄米、大豆、そば	同 左

笠原 孝志 最上郡最上町大字富沢2091 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
高橋 浩太 最上郡舟形町舟形1684-3 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
沼澤 大典 最上郡舟形町舟形1373 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
坂井 義宏 最上郡最上町大字向町432-1 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
	大塚 雅俊 最上郡最上町大字本城218 玄米、大豆、そば	
	大場 駿平 最上郡最上町大字志茂1074 玄米、大豆、そば	

山形県告示第835号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号
平成28年9月11日
- 2
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
天童市農業協同組合
代表理事組合長 金平 芳己
天童市老野森二丁目1-1
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米 国内産小麦 国内産大豆 国内産そば
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
齋 藤 紀 男	山形市大字風間1116-3	玄米、小麦、大豆、そば	国内産農産物に限る。
後 藤 正 明	天童市大字蔵増甲691	玄米、小麦、大豆、そば	
五十嵐 博	天童市大字高揃南93	玄米、小麦、大豆、そば	
大 沼 利 賢	天童市大字矢野目205	玄米、小麦、大豆、そば	

須藤 誠 市	天童市大字川原子3028-1	玄米、小麦、大豆、そば
中川 隆 博	天童市大字高木40	玄米、小麦、大豆、そば
有路 雅 樹	北村山郡大石田町大字大石田乙67-2	玄米、小麦、大豆、そば
押野 哲 哉	天童市大字高揃北199	玄米、小麦、大豆、そば
鈴木 康 裕	天童市大字寺津251	玄米、小麦、大豆、そば
須藤 桂	天童市大字川原子3076	玄米、小麦、大豆、そば
武田 友 彰	天童市大字荒谷76	玄米、小麦、大豆、そば
山口 輝	天童市小路二丁目2-47	玄米、小麦、大豆、そば

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号
平成28年9月11日
5
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
真室川町農業協同組合
代表理事理事長 齋藤 信昭
最上郡真室川町大字新町141-1
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米 国内産大豆 国内産そば
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う 農産物の種類	備 考
富 樫 勝 彦	最上郡真室川町大字川ノ内1199	玄米、大豆、そば	国内産農産物に限る。
佐 藤 利 行	最上郡真室川町大字及位437	玄米、大豆、そば	
小 野 良 秋	最上郡真室川町大字大沢4766-10	玄米、大豆、そば	
佐 藤 健 治	最上郡真室川町大字木ノ下807-5	玄米、大豆、そば	
庄 司 健 二	最上郡真室川町大字大滝288-3	玄米、大豆、そば	

- 3 (1) 登録年月日及び登録番号
平成28年9月13日
1
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
山形農業協同組合
代表理事組合長 板垣 平治郎

- 山形市旅籠町一丁目12-35
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米 国内産小麦 国内産大豆 国内産そば
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う 農産物の種類	備 考
佐 竹 浩 文	上山市宮脇658-2202	玄米、小麦、大豆、そば	国内産農産物に限る。
杉 沼 忠 志	山形市大字門伝1073	玄米、小麦、大豆、そば	
高 橋 広 行	上山市金生西二丁目2-19	玄米、小麦、大豆、そば	
吉 田 邦 弘	山形市大字鮎洗471	玄米、小麦、大豆、そば	
高 野 弘 明	山形市大字門伝93	玄米、小麦、大豆、そば	
佐 藤 隆 一	山形市蔵王半郷501-1	玄米、小麦、大豆、そば	
山 口 正 昭	山形市蔵王半郷2339-3	玄米、小麦、大豆、そば	
高 橋 俊 一	東村山郡中山町大字土橋82-3	玄米、小麦、大豆、そば	
大 場 一 仁	上山市権現堂850-1	玄米、小麦、大豆、そば	
樋 口 彰 史	山形市薬師町一丁目4-33	玄米、小麦、大豆、そば	
古 内 拓 己	山形市深町二丁目3-12ハイカムールのぞみA101	玄米、小麦、大豆、そば	
武 田 修	山形市漆山3483-58	玄米、小麦、大豆、そば	
笹 原 宏 之	山形市大字村木沢40	玄米、小麦、大豆、そば	
秋 葉 達 也	上山市朝日台二丁目4-17	玄米、小麦、大豆、そば	
土 屋 弘 之	上山市矢来四丁目16-58-8	玄米、小麦、大豆、そば	
井 上 信一郎	上山市久保手3231	玄米、小麦、大豆、そば	
結 城 直 人	山形市双葉町二丁目3-4	玄米、小麦、大豆、そば	
山 川 喜与一	東村山郡中山町大字達磨107	玄米、小麦、大豆、そば	
細 谷 秀 則	山形市大字内表84-1	玄米、小麦、大豆、そば	

佐藤吉之	山形市蔵王半郷96-6	玄米、小麦、大豆、そば
長谷川真吾	山形市薬師町二丁目3-25	玄米、小麦、大豆、そば
東海林賢一	山形市大字灰塚137	玄米、小麦、大豆、そば

山形県告示第836号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年9月30日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 調査を行った者の名称
鶴岡市
- 2 調査を行った期間
平成26年4月1日から平成28年2月10日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
温海川の一部
- 5 認証年月日
平成28年9月23日

山形県告示第837号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年9月30日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 調査を行った者の名称
白鷹町
- 2 調査を行った期間
平成26年4月1日から平成28年2月1日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
白鷹町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字萩野の一部
- 5 認証年月日
平成28年9月23日

山形県告示第838号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年9月30日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称
泉田川土地改良区
- 2 事務所の所在地
新庄市大字泉田字上村西407番地
- 3 認可年月日
平成28年9月20日

山形県告示第839号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業計画を変更した者の名称
太鼓胴土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））
- 2 認可年月日
平成28年9月16日

山形県告示第840号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
袖浦土地改良区
- 2 事務所の所在地
酒田市坂野辺新田字葉萱112番地
- 3 認可年月日
平成28年9月16日

山形県告示第841号

次の開発行為は、完了した。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成28年6月28日 指令村総建第169号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称
第3工区（道路E）
寒河江市中央工業団地366-1の一部、369-1の一部、370-1の一部、3291-1の一部、3331-14、3332-41、3452の一部、3457の一部、3473の一部、3474-1の一部、3475、3498の一部、3500の一部、3501の一部、3502の一部、3508、3510の一部、3511、3513
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
寒河江市中央一丁目9番45号 寒河江市土地開発公社

山形県告示第842号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中	「 黒川郡富谷町大清水一丁目33番地1 」	を	「 富谷市大清水一丁目33番地1 」	に改める。
	「 〃 〃 明石台六丁目3番6 」		「 〃 明石台六丁目3番6 」	
	「 〃 大和町吉田字高田東1（93B-40L） 」		「 黒川郡大和町吉田字高田東1（93B-40L） 」	

附 則

この規程は、平成28年10月10日から施行する。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成28年10月13日まで縦覧に供する。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 御所山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

御所山鳥獣保護区は、御所山を中心とした地域で、溪谷や断崖等の急峻な地形も見られるほか、沼や湿原等も点在し、変化に富んだ地形になっている。この地域にはブナを主体とする森林が広がり、良好な森林生態系が形成されていて、ヤマネやホンドオコジョ等の小型獣類やニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。

特に現在特別保護地区に指定している地域は、植生の大半は、ブナーチシマザサ群落となっているが、山頂付近にはミヤマナラ群落、稜線の一部にはキタゴヨウクロベ群落、斜面のところどころにはヒメヤシヤブシートノウツギ群落が存在している。また、丹生川流域は沢が多く、水量も豊富で、鳥獣の良好な生息地となっている。

このため、当該区域は、御所山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ロ 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- ハ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

平成28年9月30日から同年10月13日まで

(2) 意見書の提出先

環境エネルギー部みどり自然課又は村山総合支庁保健福祉環境部環境課

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において平成28年10月13日まで縦覧に供する。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 摩耶山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

摩耶山鳥獣保護区は摩耶山を中心とした地域で、東側は深い渓谷等急峻な地形となっているが、西側はなだらかな地形を示し、変化に富んだ地形となっている。この地域にはブナを主体とした森林が広がり、良好な森林生態系が形成されていて、小型獣類のヤマネやニホンカモシカ、ツキノワグマといった大型獣類のほか、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息も確認されている。

特に現在特別保護地区に指定している地域は、植生の大半は、ブナーチシマザサ群落となっているが、山頂付近にはブナとともに亜高山植物が分布するほか、稜線の一部にはキタゴヨウクロベ群落、東側斜面にはヒメヤシブシータニウツギ群落が存在する地域で、鳥獣の良好な生息地となっている。

このため、当該区域は、摩耶山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ロ 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- ハ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

平成28年9月30日から同年10月13日まで

(2) 意見書の提出先

環境エネルギー部みどり自然課又は庄内総合支庁保健福祉環境部環境課

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年9月30日

山形県村山総合支庁長 加 藤 祐 悦

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁 6階 共用入札室
- (2) 日時 平成28年11月10日（木） 午後1時10分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,428,000キログラム
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成29年3月31日まで
- (4) 納入方法及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成28年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年2月16日付け県公報第2722号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号023(621)8185
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成28年10月25日（火）午後4時までに山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係に提出

すること。

- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride, 1,428,000kg
- (2) Time-limit for tender: 1:10 P.M. November 10, 2016
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Yamagata Murayama Government, 19-68 Teppoumachi 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2492 Japan
TEL 023(621)8185

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者		
県営鈴川第二ア パート4号	山形市鈴川町三 丁目17-22	3K	44.4	2	一般用	12,000	13,900	15,900	17,900	20,300	20,300	20,300	3月分 の家賃 に相当 する額
同 五十鈴アパ ート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,900		
同 3号	同 2-46	同	51.2	2	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,900		
同 桜町アパー ート1号	同 桜町四丁 目12-16	3DK	63.9	1	同	20,400	23,600	26,900	30,400	34,700	40,100		
同	同	同	58.4	1	同	18,600	21,500	24,600	27,800	31,700	36,600		
同 深町アパー ート1号	同 深町一丁 目7-39	同	64.2	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	38,000	43,800		
同 土屋倉アパ ート1号	同 土屋倉アパ ート1号	同	51.8	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700		
同 長清水アパ ート6号	同 長清水一 丁目10-16	同	70.1	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200		
同 日光アパー ート4号	同 日光アパー ート4号	2DK	55.5	1	同	19,800	22,800	26,100	29,400	33,700	38,800	単身可	
同 天童駅南ア パート1号	同 田鶴町四 丁目18-17	3DK	66.5	1	一般用	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900		
同 近江アパー ート1号	同 東村山郡山辺町 近江1-1	同	64.2	4	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600		
同 中原アパー ート1号	同 中山町 大字長崎881- 2	2DK	53.4	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	単身可	
同	同	3DK	69.4	1	一般用	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800		
同 南寒河江ア パート1号	同 寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	64.2	1	同	17,300	19,900	22,800	25,700	29,400	33,900		

同 塩水アパー ト2号	同 寒 河江字塩水46- 1	同	70.7	1	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	
同 谷地アパー ト2号	西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	2LDK	71.1	1	同	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000	
同 左沢アパー ト	同 大江町 大字藤田264- 3	3DK	59.3	1	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	单身可
同	同	同	59.3	1	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	
同 東根中央ア パート2号	東根市中央四丁 目3-2	同	62.6	1	同	18,900	21,800	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 楯岡アパー ト	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	1	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	
同 尾花沢アパ ー	尾花沢市新町一 丁目9-36	同	64.2	1	同	19,500	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400	
同 あげぼのア パー	北村山郡大石田 町大字大石田丁 277-4	同	63.7	1	同	18,100	20,900	23,900	26,900	30,800	35,500	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年10月5日から同月11日までの午前10時から午後6時まで
ただし、郵送の場合は、平成28年10月11日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成28年12月1日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称及び数量
警察庁情報照会システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部警務部情報管理課 山形市松波二丁目8番1号
電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成28年7月27日
- 4 落札者の名称及び所在地
NECキャピタルソリューション株式会社山形営業所 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 1,029,240円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年6月14日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成28. 7. 12	第2762号	792	下から5	四ツ谷	四ツ家

平成28年9月30日印刷 発行所 山形県庁
平成28年9月30日発行 発行人 山形県